

一様説也。又云ふ。國祖老楠の燒殘る者を取りて七尾の城門を造らしめ、此の城を廢せらるゝ時、金澤へ引移し公事場の門となすと云ふ。公の至仁にして且勇敢なる拔群の天質可仰可嘆と。平次按するに、七尾の城門といふは小丸山の城なるべし。此の城は利家卿入部の後新築せしめられ、寛永十六年廢城と云ふと三州志古墟考にいへり。されば右老楠の燒殘を以て、入部し給ふ天正の初め小丸山城新築の時城門となし給ひ、寛永十六年廢城の時金澤へ移さしめ、公事場の門となし置かれたること知られけり。

○公事場來歴

俗傳に云ふ。公事場は、藩祖利家卿の時豊太閤より賜はる名稱にて、甚だ重き名目なりと。一説には、關白秀次公より賜はるともいへり。但し此の傳説は世人の俗傳にて取るに足らず。按するに、公事場の名目は、公事裁判所の略稱なるべし。曾我物語一卷に伊藤次郎祐恒所領論とて載せたる條に、申狀を奉行所に捧ぐ。公事所に此の狀をば披見有て、指當りだうりに煩ひけるよと人々寄合内談評定す。といふ事見たり。是即ち公事裁判の由にて、公事所は所謂公

事場の名稱と同じといふべし。さて公事の二字をくじと呼べる、是苦情の由なり。慶長六年五月舊藩二世贈大納言利長卿の在判定書に、公事人奉行云々、公事開候内にて理非決斷之儀は可付多分事。又公事錢は訴訟共に三百疋宛致持參、理運之方は手前に三百疋可返還之事。など、戦せ給ひし也。是にて公事は苦情の由なること知られけり。今世にも苦情の事をば公事或は公事沙汰といへり。又公事場の名目は、慶長十八年八月の定書に、公事場へ出る者誰々によらず刀・脇指を置可罷出事といふ條を載せられ、是より後は其の名多く見たり。三壺記に、寛永二年大垣傳左衛門成敗の事を記載する條に、此の傳左衛門は公事場の取次相勤め、年々の公事錢・過料・關所銀共に預り置くといふ事見ゆ。或は云ふ。古き定書に、目安場といふ役所の名見ゆ。目安場は即ち公事場の事也と。平次按するに、公事場と目安場とは異なり。目安場は後に絶えられたれど、寛永五年八月の定書に、籠舎人の賄公事場より入置者は、公事錢之内を以賄料可相渡、目安場より入置者は過意銀之内を以賄料可相渡と載せられたり。此の定書に公事場より入置者は云

々、目安場より入置物は云々、と振分け記載あるにて、兩役所なること著名なり。公事場は、苦情を裁判する役場なり。故に公事場といふ。目安場は、目安箱とて建言狀を可入箱を出し置き、下情を知る役場なるがゆゑに目安場といへり。目安箱といふは俗稱にて、建言匿なり。日本紀孝徳天皇卷に、大化元年八月丙申朔、庚子、拜東國等國司云々。是日設鐘既於朝。詔曰、若愛訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏、有尊長者、其尊長先勘當而奏、若其伴造尊長不審所訴、收牌納匿、以其罪罪之、其收牌者昧且執牌奏於内裏。朕題年月便示、辨卿。或懈怠不理、或阿黨有曲、訴者可、以撞鐘。由是懸鐘置於朝。天下之民咸知朕意。とあり。是所謂目安箱の吾が朝に置かれたる濫觴といふべし。明治維新の初めにも、縣廳に目安箱を置きて訴狀建白狀を入れしめられたり。

○公事場奉行

藩國官職通考に云ふ。公事場の起原知るべからず。其の奉行之始めも亦知れず。古は常に年寄衆出席ありしと聞ゆ。微妙公の時、卯辰某院の小僧、住持を殺害し、篠原出羽是

を斷する事見たり。寛永十八年陽廣公入國の時、奥村源左衛門長元・岡島市郎兵衛一陳・小塚藤右衛門某勤之。或は云ふ。此の三人は此の時の算用場奉行を兼帯すと見ゆ。又云ふ。寛永十七八年の頃の留帳に、奥村・岡島・小塚並に宮城采女・葛卷藏人五人の名見ゆと云ふ。右年間以後には津田勘兵衛重次・臨田九兵衛直賢勤之。皆小將頭なり。此の頃組頭より加勤すといへり。萬治二年の頃横山右近守知・菊池大學直辰兩人にて勤之。以來連綿すと云々。按するに、微妙公夜話録に、光高君へ御領國を譲らせ給ひける後、小松へ被仰進、横山大膳を公事場奉行に被成度思召よし御内意を被爲得けるに、可然旨御返事也。然るに小松より竊に大膳方へ親簡を被成下、公事場奉行を被申付とも必ず御請申上聞敷旨也。一兩日過ぎて、右役儀大膳に被仰渡といへども御請不申上。依之半田治兵衛を以共由小松へ被仰上處、治兵衛を御前へ被爲召、大膳が請けざることを尤也。其方などヶ様の事存知付かずや。大膳などを公事場奉行杯申付るものに非ず。公事場は理非決斷の所也。若し侍共公事などの時は理非を分別する役也。必ず非分の方